

三重県医師修学資金貸与制度について

三重県では医学生を対象に医師修学資金貸与制度を設けています。

医学部在学中に資金貸与を受け、卒業後、医師として県内で9年間（うち一定期間を医師不足地域の医療機関等で）勤務することにより、貸与額全額の返還が免除されます。

なお、以下の制度概要は令和4年度時点の内容であり、今後変更される場合がありますのでご了承ください。

●対象者

・地域枠コース

三重大学医学部地域枠の医学生（1年生から6年生まで）

・一般枠コース

全国の医学部医学科学生（1年生から6年生まで）

出身地および医学部の所在地は、県内に限らず県外も対象とします。

●貸与額

- ・入学初年度（1年生） 1,517,800円
 - ・次年度以降（2年生から6年生まで） 各年度 1,235,800円
- （参考：入学年から卒業年まで貸与を受けた場合の合計 7,696,800円）

●返還免除条件

- ・医学部を卒業後、医師として県内で9年間（うち一定期間を医師不足地域の医療機関等で）勤務すること。

※詳しくは下記にお問い合わせいただくか、三重県医師修学資金のウェブサイトをご覧ください。

【三重県医師修学資金貸与制度の詳細について】

<三重県医師修学資金ウェブサイト>

<https://www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/HP/oinainet/59773042627.htm>

<お問い合わせ先>

三重県 医療保健部 医療介護人材課 TEL：059-224-2326 FAX：059-224-2340

